



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 182 2017年8月17日

インドネシア商標登録手続きの改正

2016年商標法第20号の実施プロセスの1つとして、“Minister of Law and Human Rights Regulation No. 67 of 2016”（商標規則第67号）が2017年2月1日から施行されました。

本規則により、商標法制度に重要な変更がなされることになりました。

本規則は、商標の定義を拡大し、商標登録及び更新の方式要件を簡素化し、登録までの期間を短縮しました。さらに、著名商標の認定手続きの明確な基準を定め、現存する著名商標に基づく出願拒絶の可能性を高めました。本規則は、庁に係属中の出願の譲渡を可能にしました。以下は改正の要点です。

- 非伝統的商標（立体商標、音の商標、ホログラム商標）の保護

立体商標登録出願の場合

登録を受けようとする商標の、正面、側面、平面、底面から見た立体の、商標見本と、外観の記載および保護の範囲の記載が必要です。

音の商標登録出願の場合

登録を受けようとする商標を楽譜形式で描写し、音の録音が必要です。楽譜での描写が困難な場合は、ソノグラム形式で描写する必要があります。

ホログラム商標登録出願の場合

登録を受けようとする商標の、複数の角度から見た描写が必要です。

- 出願書類の方式要件の簡素化

従来は、委任状及び宣言書は出願時に提出しなければならず、追完できなかったため、出願人の先願権に不利な影響を及ぼしていました。

商標規則第 67 号により、出願申請書と商標見本の提出及び、公費納付により出願日は確保され、委任状、宣言書は出願日から 30 日以内に提出すればよいことになりました。優先権主張を伴う出願の場合も同様に、優先権主張が可能な期限から 3 ヶ月以内に、優先権証明書を提出できるようになりました。

- 出願後の公告

新商標法では、すべての出願商標は、審査前にまず公告されることになりました。公告商標に対し、利害関係人は異議申し立てができ、公告期間終了後の実質審査では、本異議申し立てについて審査がされます。異議申し立てがなされた場合に再び審査する必要がなくなり、結果的に審査期間の短縮が図れることになりました。

従来は、出願から登録まで 14 ヶ月程度かかりましたが、約 9 ヶ月に短縮できる見込みです。

- 出願商標の譲渡

商標規則第 67 号により、出願中の商標も譲渡登録申請の対象にできることになりました。

商標譲渡登録申請は、申請後 6 ヶ月以内に登録されます。

また、商標の要部または商標全体が類似し、かつ指定商品・役務が類似する複数の登録商標の権利者は、すべての商標を同一人に譲渡する場合のみ、譲渡が可能である旨が規定されました。

(出典: PATON Co., Ltd.)